

政策支援融資

創業（開業）・経営承継支援資金（承継無保証人型）要綱

1 目的

この融資制度は、国の全国統一制度「事業承継特別保証制度」の対象であり、事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者等については、法人代表者（組合の場合は代表理事）を含め保証人を徴求せず、また、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第20条第2項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者（以下「専門家」という。）から事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた中小企業者について信用保証料率を引き下げ、もって中小企業者等の事業承継の促進を図ることを目的とする。

2 融資対象

京都市内で継続して1年以上同一事業を営む中小企業者（会社に限る。）並びに中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等で京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、次の（1）又は（2）の要件を満たし、かつ、（3）の要件を満たすもの

- （1）保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定し、事業承継計画を有するもの
- （2）令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施したものであって、事業承継日から3年を経過していないもの
- （3）次のア、イ、ウ、エ及びオの全ての要件を満たすもの。なお、ア、イ及びウについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、エについては、保証協会への申込日（※）に満たしていることを要し、オについては、作成日から3箇月以内に保証協会への申込を要する。

ア 資産超過であること

イ $E B I T D A$ 有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること

ウ 法人・個人の分離がなされていること

エ 返済緩和している借入金がないこと

オ ガバナンス体制の整備に関するチェックシートに掲げる確認項目のうち、必要な要件を専門家の判断のもと充足していること

（※）申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。

3 融資対象資金

事業資金であって、次に掲げるもの。

- (1) 2 融資対象(1)に該当するものにあつては、保証人(個人に限る。)を提供していない既往借入金の返済資金以外の資金
- (2) 2 融資対象(2)に該当するものにあつては、事業承継前における保証人(個人に限る。)を提供している既往借入金の返済資金

4 融資条件

(1) 融資限度額

ア 有担保の場合 2億円以内

イ 無担保の場合 8,000万円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額(事業承継特別保証)の範囲内とする。

(2) 融資利率 年1.2%(固定金利)

(3) 融資期間 10年以内

(4) 返済方法 原則として元金均等月賦返済

ただし、必要により2年以内の据置期間を認める。

(5) 保証人・担保 保証協会の保証付とし、保証協会に対しては、連帯保証人は不要とし、必要に応じて担保を求める。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行 池田泉州銀行
京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合
三菱UFJ銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談・受付

本制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関(相談及び申込をしようとする中小企業者等と既に与信取引を有しているものに限る。)の本・支店とする。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

(2) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、融資申込書(取扱金融機関所定)に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

ア 信用保証委託申込書(保証協会所定)

イ 試算表等

ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し

エ 市民税の納税証明書

オ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、定款の写し

カ 事業承継計画書(保証協会所定)

キ 財務要件等確認書(保証協会所定)

ク 必要に応じ借換債務等確認書(保証協会所定)

ケ 必要に応じ他行借換依頼書兼確認書(保証協会所定)

- コ ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの写し
- サ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込を受け付けたときは、提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

8 その他

(1) 本制度の利用にあたっては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。

(2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。

(3) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

(4) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の創業（開業）・経営承継支援資金承継無保証人型「事業承継特別保証制度」取扱要領に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。